

# 大分県報

平成二十八年  
二七八七号  
六月十四日

（火曜日）

## 目次

### 告示

生活保護法等による介護機関の指定……………	一
生活保護法等による指定介護機関の名称変更……………	二
生活保護法等による指定介護機関の廃止……………	二
特定非営利活動法人の定款変更認証申請（三件）……………	二
平成二十八年度県営林産物（間伐材）処分事業委託に係る物品売払代金の徴収事務の委託……………	三
大分県公共工事請負契約約款の一部改正……………	四
道路の供用開始……………	四
指定確認検査機関の指定……………	四
公共測量の実施……………	四
落札者等の公示……………	四
競争入札参加者の資格に関する公示……………	五
一般競争入札の実施……………	六

### 告示

大分県告示第三百三十七号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉

用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

平成二十八年六月十四日

大分県知事 広瀬 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
アイリスくす介護保険サービスセンター	玖珠郡玖珠町大字塚脇字梅迫六七八―一〇	社会福祉法人虹の会	大分市大字横尾四四五―一八	居宅介護支援	平二七・一〇・一
訪問介護事業所ひばり	竹田市大字拝田原七二三―二	有限会社飛来	竹田市大字飛田川二二四五	訪問介護、介護予防訪問介護	平二八・四・一
居宅介護支援センター「つばさ」	別府市大字鶴見中野五〇〇―一五	株式会社きりしま	別府市大字鶴見五〇〇―一四二	居宅介護支援	平二八・五・一
日田市社協介護保険サービスセンター「ひた」	日田市上城内町一―八日田市総合保健福祉センター内	社会福祉法人日田市社会福祉協議会	日田市上城内町一―八	介護予防・生活支援（訪問型サービスA）	平二八・四・一
日田市社協デイサービスセンター「あまがせ」	日田市天瀬町合田一九八六―二	〃	〃	介護予防・生活支援（通所型サービスA）	〃
日田市社協介護保険サービスセンター「おおよま」	日田市大山町西大山三六一〇―一―大山町総合福祉センター内	〃	〃	〃	〃
日田市社協デイサービスセンター「まえつ	日田市前津江町大野二一七―二	〃	〃	〃	〃

生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からサービスを廃止した旨届出があった。

平成二十八年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

え	日田市社協 デイサービスセンター 「なかつえ」	日田市中津江 村栃野二六二〇―二	〃	〃	〃	〃
日田市社協 デイサービスセンター 「なかつえ」	日田市上津江 町川原三九三	〃	〃	〃	〃	〃
日田市社協 ヘルパーステーション 「つえ」	日田市上津江 町川原三八六六	〃	〃	介護予防・生活支援（訪問型サービス） A)	〃	〃

大分県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からその名称の変更があった旨届出があった。

平成二十八年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
さかいがわ訪問看護ステーション	訪問看護ステーションたけい	別府市幸町一―二〇	平二八・三・三一

大分県告示第三百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	廃止サービスの種類	廃止年月日
ヘルパーステーション 天音	別府市石垣東 八―三―三小 畑ビル一〇二 号	一般社団法人ヘルパーズ ステーション天音	別府市鶴見 二六一―五―三	訪問介護、介護予防訪問介護	平二八・三・三一
ケアプランセンター天音	〃	〃	〃	居宅介護支援	平二八・四・三〇
いずみの園 デイサービスセンター ふれあい館	中津市永添二 七四四	社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団	中津市永添 二七四四	通所介護、介護予防通所介護	平二八・三・三一

大分県告示第三百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日  
平成二十八年五月二十六日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 福祉コミュニティKOUZAKI  
代表者の氏名  
高橋 政行
- 三 主たる事務所の所在地  
大分市大字本神崎八百六十番地
- 四 定款に記載された目的  
この法人は、神崎地域住民や大分市民に対して、環境保全・美化、住民相互の支えあ
- 五

い、子供と若い親世代の参画による活動を通し、楽しく憩え、安心して暮らすことができ、子どもたちの声が響きわたる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 六 定款変更の内容
- 事務所の所在地の変更
- 事業の変更
- 役員に関する事項の変更
- 総会に関する事項の変更
- 理事会に関する事項の変更
- 資産及び会計に関する事項の変更
- 定款の変更に関する事項の変更

大分県告示第三百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日  
平成二十八年五月三十日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 築輪
- 三 代表者の氏名  
植 木 美恵子
- 四 主たる事務所の所在地  
大分市牧三丁目二百七十六番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者、高齢者に対する福祉サービスや地域交流の事業を提供し、障がいがある人も無い人もお互いに理解し、助け合い共に安心して暮らして行ける社会作りを目指す事を目的とする。
- 六 定款変更の内容  
役員に関する事項の変更

大分県告示第三百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

- 平成二十八年六月十四日
- 一 変更申請のあった年月日  
平成二十八年六月一日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 たすけあい・ゆう・ゆう
- 三 代表者の氏名  
今 村 定
- 四 主たる事務所の所在地  
臼杵市大字市浜中通り六百六十六番地の一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、臼杵市及び野津町の高齢者及び地域住民に対して、保健・福祉・医療の増進、社会教育等、文化スポーツの振興、環境保全、人権の擁護、子どもの健全育成、職業能力の開発を行い、地域住民が安全かつ安心して、生き生きとして暮らせる、福祉の充実した地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 六 定款変更の内容  
事業の変更

大分県告示第三百四十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり平成二十八年年度県営林産物（間伐材）処分事業委託に係る物品売払代金の徴収事務を委託した。

平成二十八年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 受託者の住所及び名称  
大分市大字古国府字内山千三百三十七番地の十五  
公益財団法人森林ネットおおいた  
理事長 重 本 悟
- 二 委託期間  
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

大分県告示第三百四十四号

大分県公共工事請負契約約款（平成二十三年大分県告示第三百十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

本則中「支払い」を「支払」に改める。

第三十七条に次のただし書を加える。

ただし、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成二十九年三月三十一日までに払出しが行われるものについては、前金払の百分の二十五を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第三十七条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

大分県告示第三百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年六月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道梶寄浦佐伯線

佐伯市字三九郎谷九七〇九番地先から  
佐伯市字大船繋一〇一四〇番二地先まで

平二八・六・一四

大分県告示第三百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第六条の二第一項及び第七条の二第一項の規定により、指定確認検査機関を次のとおり指定した。

平成二十八年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定確認検査機関の名称及び住所

名称 一般財団法人大分県建築住宅センター  
住所 大分市生石二丁目一番三十号

二 指定の区分

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第十五条第一号から第十四号の二まで

三 業務区域

大分県全域

四 確認検査の業務を行う事務所の所在地

大分市生石二丁目一番三十号

五 指定の有効期間

平成二十八年六月一日から平成三十二年九月十四日まで

○ 公 告

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり宇佐市長から公共測量の実施について通知があった。

平成二十八年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（対空標識の設置、標定点測量及び写真地図作成）

二 作業の地域

宇佐市

三 作業の期間

平成二十八年五月二十四日から平成二十九年三月十五日まで

次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

再生P P C 複写紙 A 4（年間単価契約）

予定数量 二万二千三百二十九箱（一箱 二千五百枚）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成二十八年四月四日

四 落札者の氏名及び住所

大分事務器株式会社 代表取締役 安達 茂

大分市花津留一丁目十三番三号

五 落札金額

千百六十六・四円（一箱当たり）（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十八年二月十九日

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成二十八年六月十四日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

一 調達をする物品等の種類

脳神経外科手術用顕微鏡一式（旧機器撤去・処分を含む）

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満の場合

(五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその

者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員に

よる不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規

定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(六) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業又は団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

ア 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

イ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ウ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

病院所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を大分県立病院長に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班

〒八七〇―八五一― 大分市大字豊饒四百七十六番地

電話 ○九七―五四六―七三〇二

3 申請の時期

平成二十八年六月十四日から平成二十八年七月二十六日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一七八号）に規定する休日を除く。）とする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間



資格を取得した日から平成二十八年八月三十一日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

三の２の場所において交付する。

六 入札参加資格の取消し等

一 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)のいずれかに該当する場合、その他大分県立病院長が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後二年間の範囲内で大分県立病院長が定める期間競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合  
(二) 二の１の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

二 一により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。



次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成28年 6月14日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

一 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量

脳神経外科手術用顕微鏡一式（旧機器撤去・処分を含む。）

(2) 納入期限

平成28年10月31日（月）

(3) 納入場所

大分県立病院

二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 競争入札参加資格

大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。

(2) 申請の方法

上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して提出すること。

(3) 入札参加資格審査申請書の入手、提出先及び問合せ先

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班

〒870—8511 大分市大字豊饒476番地

電話 097—546—7302

三 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 申請の時期

平成28年6月14日（火）から平成28年7月26日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請の提出先

上記2の(3)に同じ

四 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班

〒870—8511 大分市大字豊饒476番地

電話 097—546—7302

(2) 日時

平成28年6月14日（火）から平成28年7月26日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

五 入札説明書の交付場所及び日時

上記4に同じ

六 競争入札参加条件

(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。

(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

<p>第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>ロ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班</p> <p>(2) 提出期限 平成28年7月27日(水) 午前10時30分</p> <p>ただし、郵送の場合は、同月26日(火) 午後5時までに必着のこと。</p> <p>9 開札の場所、日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班</p> <p>(2) 日 時 平成28年7月27日(水) 午前10時30分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、1回を限度とし、入札者又はその代理人の全てが立ち会つていいる場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項</p> <p>見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>11 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p>	<p>(1) 保険会社との間に大分県立病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもつて入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>14 契約に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>上記2の(3)に記載する部局とする。</p> <p>15 その他</p> <p>この調達には、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased Article : Cranial nerve surgical microscope Quantity : 1 set</p> <p>(2) Delivery period</p>
--	--

By 31 October, 2016

- (3) Delivery place  
Oita Prefectural Hospital
- (4) Time limit for tender  
10 : 30am. 27 July, 2016
- (5) Contact office for contract  
Supplies and Property Management Section  
Accounting Management Division  
Oita Prefectural Hospital  
476 Bunyou, Oita City 870—8511  
Tel 097—546—7302